

健生発 1124 第 14 号
令和 5 年 11 月 24 日

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

臓器提供者（ドナー）適応基準の一部改正について

臓器提供者（ドナー）の適応の判断につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

この度、基準通知の別添 1（各臓器の臓器提供者（ドナー）適応基準）を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしました。

本改正は、令和 5 年 12 月 1 日から適用することとしましたので、改正後の各臓器の臓器提供者（ドナー）適応基準に従い、円滑かつ適正な業務の執行をお願いします。併せて、貴法人に登録されている臓器移植施設への周知の徹底につきましてよろしくお願いします。